

## 福祉サービス第三者評価結果の公表様式〔保育所〕

### ①第三者評価機関名

(福) 静岡県社会福祉協議会

### ②施設・事業所情報

名称：風の森保育園		種別：保育所	
代表者氏名：理事長 松下 洋子 施設長 榊原 和子		定員（利用人数）：150名（146名）	
所在地：静岡県磐田市三ヶ野 1169			
TEL：0538-86-6000		ホームページ： <a href="https://www.kazenomorihoikuen.net/">https://www.kazenomorihoikuen.net/</a>	
<b>【施設・事業所の概要】</b>			
開設年月日：2015年4月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人ふたば会			
職員数	常勤職員：	15名	非常勤職員 26名
専門職員	保育士	31名	栄養士 1名
	調理員	3名	嘱託医 2名
	看護師	1名	保育補助 2名
	労務員	1名	事務（長） 2名
施設・設備の概要	1人あたり建物面積	6.41㎡	1人あたり園庭面積 9.5㎡

### ③理念・基本方針

#### 【理念】

キリスト教の精神を基に、神様と人に愛されていることを実感する中で、他社への信頼感や自己肯定感を育む

#### 【基本方針】

- 1) 一人ひとりの個性と人格をありのままに受け止め、丁寧に関わります
- 2) 恵まれた自然の中で、豊かな感性と主体性を育む遊び環境を作ります
- 3) 家庭との連携を大切にし、「共育て」を行います

### ④施設・事業所の特徴的な取組

- 1) 一時預かり事業
- 2) 地域交流（フルーツの会、マンドリンクラブ、花の日、収穫感謝の日等）
- 3) 園庭開放

### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和5年6月8日（契約日） ～ 令和6年2月21日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	0回

## ⑥総評

### ◇特に評価の高い点

- 令和3年からの2年間にわたって「未満児の育児担当制」と「3歳以上児の主体性を育む環境づくり」について、外部講師を招いて全職員(保育士、看護師、栄養士、調理員、事務職員等)で研修を行い、それを踏まえた保育実践を進めており、育児担当制には配置基準を上回る職員が必要なことからその手立ても講じています。
- 労働環境の改善も質の向上につながるとの考えで、事務業務の分析を通じたICTの導入、ノンコンタクトタイムの実施、さらに配膳やトイレ清掃等の業務を専門に行う職員の雇用なども行っています。
- 運営主体である(福)ふたば会と風の森保育園のホームページが立ち上げられ、トップ画面は動画で園舎や子どもたちの生活の様子が分かりやすく紹介され、とても印象的かつ楽しい様子が伝わるものとなっています。ホームページ内には保育理念や方針、保育内容、決算報告、現況報告、苦情対応報告、地域との交流活動の様子などが分かりやすく整理して掲載されています。
- 園舎全体が木製で、子どもたちにとって身体にやさしい雰囲気があり、保育室も解放感のある空間が広がりとても過ごしやすい環境になっています。また、遊戯室には室内用の固定遊具(ロッククライミング・ロープ遊具)が作られており子どもたちの身体の成長を良く考えられています。
- 給食室の調理風景を子ども目線で見る事が出来「食育」への関心・意欲が非常に良く感じられます。
- 「人権擁護の為にセルフチェックリスト子どもを尊重する保育のために」によりチェックを実施し、不適切保育についての定期的な話し合いが行われ、保育士による不用意な大きな声かけや、禁止の言葉を使わない豊かな保育が展開されています。

### ◇改善を求められる点

- 職員一人ひとりの育成に向けた個々の目標設定が求められます。
- 利用者満足向上を把握する目的での保護者会への保育士等の出席や、満足に関する検討会議の設置が必要です。
- 保育の標準的な実施方法について見直しをする仕組みの確立が求められます。
- 配慮を必要とする子の指導計画の見直しについて、保護者の同意を得るための手順等の仕組みや緊急に変更する場合の仕組みの整備が求められます。

## ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

開園から9年目を迎えた今、コロナ禍で延期していた第三者評価を受審いたしました。

全職員で取り組むという体制作りから、評価項目について各個人での評価を行い、そしてグループでの話し合いを重ね、自園の運営と保育の質について自己評価をし

ました。職種や雇用形態の違う職員同士の話し合いでは、個人の気づきと違う視点で見合い、新たな気づきを得ることができました。また、社会福祉施設として、施設の運営についての課題がわかり、保護者アンケート意見についても早速改善や新たな取り組みの話し合いを始めました。今後もこの評価内容を踏まえ、子どもの最善の利益と人権の尊重を重視し、丁寧な保育を続けていきます。  
お忙しいところご協力いただきました保護者の皆様、今回受審にあたりご尽力下さった評価機関の皆様に心よりお礼申し上げます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

## 第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を自指す際に自安とする状態

b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態

c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

### 保育所版共通評価基準ガイドライン

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 園の理念・基本方針などは法人・園のHPや「保育のしおり」、保護者への重要事項説明書などに分かりやすく記載され、職員会議や保護者懇談会の場などで周知されるとともに、歳児毎、月毎の保育主題につなげられて日々の保育に反映していることが確認された。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> 国や県、磐田市における社会福祉事業や保育ニーズなどの動向について意識的に情報を収集するとともに、周辺の保育所や地域の児童数の動向など経営環境に関して外部のコンサルティングを活用したり、会計事務所に業務委託して財務状況の分析を行うなどしているが、地域の福祉計画等の策定動向の把握や分析はなされておらず、十分でない。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	b
<コメント> 経営環境や保育内容、設備整備、財務状況等については監査法人による経営診断分析結果等を踏まえ、毎月の理事長、施設長、主任、事務長等による運営会議、さらに職員会議等で問題・課題について話し合いや意見交換がなされている。また、それらについては役員会等や職員会議の場で周知されているが、解決・改善に向けての取組は十分でない。		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
<コメント> 今年度から中長期計画を立てるため策定マニュアルを作成し、動き出している段階。		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
<p>&lt;コメント&gt; 単年度事業計画は策定されているが、中長期計画が策定されていない。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p>&lt;コメント&gt; 次年度に向けて毎年2月頃、施設長、主任、副主任、クラス担任、栄養士、看護師、事務長等により当該年度の実業計画の振り返りを行うとともに、保護者に対する利用者アンケートを同時期に実施し、必要に応じてその声を計画に反映した上で作成され、年度当初の職員会議で説明周知されているが、年度途中の実施状況の点検や評価の手順、職員への継続した周知の取組が不十分である。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p>&lt;コメント&gt; 事業計画については、保護者に対して様々な機会(4月の保護者懇談会、歳児毎の保育参加等)に、種々のツール(重要事項説明書、事業計画書、年間計画表と保育園行事資料、保育園システム「コドモン」アプリ、風の森だより等)を活用して周知説明されているが、日本語の理解が困難な外国籍の保護者に対する資料は現在作成しておらず、不十分である。</p>		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<p>&lt;コメント&gt; 園全体の保育の質の向上を図るために、毎月1回の経営に関する議題等を扱う運営会議、毎週1回月の保育反省と翌月の課題を扱う風の森会議、日々の保育実践に関する反省等を行う未満児クラス会議と歳児クラス会議、毎月の食育・給食会議等でそれぞれの内容に関する評価と見直しが行われ、月1回の意思決定・共有会議としての職員会議でそれらの評価・見直しが検討され、実践されている。第三者評価については今回初めてであるが、受審に当たり職員会議で全職員に説明を行い、職員に評価基準と自己評価シートを配布し、その後職員会議内でグループ分けをしてそれぞれの自己評価について話し合いを二度行い、最終的に施設長と事務長で園としての評価を決定するなど組織全体で関わる体制をとっている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>&lt;コメント&gt; 職員会議等での課題の共有化は図られているが、改善策や改善計画策定の仕組みはなく、改善の取組は場当たりの対応になっており十分でない。</p>		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b

<p>&lt;コメント&gt; 職員に対しては毎月の職員会議の場や事業計画書で、また保護者に対しては4月の保護者懇談会や「風の森だより」などで施設長としての運営方針、役割等を明らかにして表明している。また、職務分掌でも役割等を文書化しているが、有事の際の施設長の役割と責任等の明示が無く十分でない。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt; 順守すべき法令リストの作成、法令等の理解に努めるため経営に関する研修や幅広い分野の順守すべき法令の情報把握のため、保育所運営ハンドブックや新日本法規出版のマニュアル・事例集、コドモン発子どもカレッジの当該研修への参加や研修情報配信サービスなどを積極的に活用している。また、職員に対して順守すべき法令等の周知や内容を伝えるため、例えば社労士を講師にしたハラスメントや産休育休に関する研修など具体的な取り組みを行っている。</p>		
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<p>&lt;コメント&gt; 令和3年からの2年間にわたって「未満児の育児担当制」と「3歳以上児の主体性を育む環境づくり」について、外部講師を招いて全職員(保育士、看護師、栄養士、調理員、事務職員等)で研修を行い、今年度からそれを踏まえた保育実践を進めており、育児担当制には配置基準を上回る職員が必要なことからその手立ても講じている。 職員の自己評価や保護者アンケートなどを通じて保育課題を把握し、園の運営テーマ「対話」を掲げ園内研修を実施し、個々の職員が意見を出せる配慮を行っている。 また、労働環境の改善も質の向上につながるとの考えで、事務業務の分析を通じたICTの導入、ノンコンタクトタイムの実施、さらに配膳やトイレ清掃等の業務を専門に行う職員の雇用なども行っている。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>&lt;コメント&gt; 経営改善や業務の実効性を高めるため、指吸会計士法人や社会保険労務士等を活用して必要な分析を行っている。 また、上・下半期毎及び年間総合考課を全職種の職員に対して行い、組織理念や基本方針の実現のためそれぞれの職員の業務に必要な事項の達成度などを確認し、職員配置や能力開発などに活用している。さらに給食の配膳とトイレ掃除専門の職員を各1名ずつ雇用し、保育士の負担軽減など業務の効率化に努めている。職員会議等でも事業活動収支の状況を四半期ごとに資料を基に伝え、経営改善等の意識醸成を行うなどしているが、具体的な体制構築はなされておらず十分でない。</p>		

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>&lt;コメント&gt; HPでの新卒採用ページの設置やリクナビ、ココキャリなどの媒体での求人公開、保育のお仕事支援センターの合同就職相談会、実習生の積極的な受け入れなど、人材確保につながる活動を実施している。 また、キャリアパスを作成し、職員が仕事にやりがいをもって保育の仕事が続けられる環境づくりがなされているが、専門職の配置、人員体制や効果的な採用活動などの方針や具</p>		

体的計画が示されておらず、取組として不十分である。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園として求める職員像を、職制や経験年数毎で段階的に示したキャリアパス(職務分掌(全体図))で明らかにしており、職員の専門性や職務遂行能力と職務に関する成果や貢献度、そうしたことを踏まえた職員処遇改善の評価・分析などを行う「人事考課規程」を策定し、必要な対応がなされている。ただ、人事基準の採用と異動に関する基準が明確になっていないため、十分でない。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎月の有給休暇と時間外労働は、ICTタイムレコーダーと紙面で管理し、勤務状況を把握している。家庭を持つ職員が多いため勤務時間中に事務仕事が終われるよう事務日を設け、そのためのフリー保育士を増員するなどしている。</p> <p>また、子看休暇、誕生日の有給休暇取得や土曜保育出勤者に対する振替休暇も行っている。さらに出産する職員には産休前と復職前に面談をし、育児短時間勤務の取得相談も行っており、過去3年間で育休取得率100%等の実績がある。また、相談窓口を外部の社労士と園の事務長が担って対応している。ただし、改善策について人材や人員体制に関する具体的計画に反映されておらず不十分である。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職制、経験年数に対応した職員に必要な役割や求められる能力、必要な経験等を示したキャリアパスや、職種に応じた達成すべき共通の評価項目を管理する人事考課の仕組みはあるが、職員一人ひとりの個々の目標設定がなされておらず、取組として不十分である。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全職員を対象にして、年間研修計画の中で研修が実施され、終了後は職員会議等での報告が行われている。また、毎年度研修内容について評価・見直しも行われている。ただ、職員の研修にかかる園としての基本方針等は文書化されておらず、不十分である。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>職員研修計画は大きく園内研修と外部研修に分けられて策定され、職員の資格や研修履歴も把握されている。年間計画の中でキャリアアップ研修や県保育連合会、保育士会等主催の研修参加など、すべての職員を対象として進めている。また、それ以外の外部研修に関する情報を職員会議等で紹介し、参加を推奨している。さらに研修参加にあたり遠慮が生じないように保育士が研修参加で不在となる際にフリー保育士を代わりに入れ、保育業務に支障が出ないような配慮を行っている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>実習生受入の意義、基本的考え方等が明示された「保育実習要綱」が定められ、それに基づいた「保育実習生受入マニュアル」が作成され実習指導が行われている。基本的な実習プログラムが示されており、実習生や学校の希望等を勘案して実習が行われている。また、実習指導者となるクラス担任の保育士に対して、受け入れにかかる研修も行われて</p>		

いる。

## II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt; 運営主体である(福)ふたば会と風の森保育園のホームページが立ち上げられ、トップ画面は動画で園舎や子どもたちの生活の様子が分かりやすく紹介され、とても印象的かつ楽しい様子が伝わるものとなっている。ホームページ内には保育理念や方針、保育内容、決算報告、現況報告、苦情対応報告、地域との交流活動の様子などが分かりやすく整理して掲載されている。ただ、ホームページ等の内容はとても良くできているが、幅広い層への情報提供の手段として SNS の活用だけでなく、紙媒体の活用も併せて行う必要がある。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt; 経理等のルールに関しては経理規程に定めがあり、「職務分掌」により責任者とその内容が示され、職員に周知されている。また、内部監査については税理士等2名の監事により年2回監事監査が行われている。さらに、外部監査として「指吸会計センター(株)」に業務委託を行い、隔月でその公認会計士の会計指導を受けるとともに経営診断も受けている。</p>		

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt; 事業計画書の中で「地域との関わり」が明記され、「地域の子育て支援」と「保育での地域との交流」という二本の柱に基づいて年間を通して地域住民も気軽に参加できる多彩な活動、取組が実施されているほか、保護者と園児に対して活用できる地域資源の情報を随時提供している。また、園や地域の保護者からの相談があった場合は、相談ニーズに対応した社会資源の情報も提供している。さらに、子どもから地域の高齢者までが気軽に楽しめる居場所「楽多クラブ」を市内のボランティアグループが毎週水曜日に(福)ふたば会の部屋を借りて実施。風の森保育園等の子どもたちと地域の高齢者等の交流を職員やボランティアが支えている。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>&lt;コメント&gt; ボランティアや中高生等の受け入れについての基本姿勢を明文化しており、市内の中学生などの職業体験を兼ねた受け入れを行い、子どもとの交流を図るうえでの注意事項などを伝え、必要な支援も行っている。基本姿勢を明文化した資料には受け入れにあたっての手順等も記載されているが、その内容はマニュアルとまではいえず、不十分である。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt; 地域の関係機関・団体等対応できる社会資源のリストを作成し、職員に周知している。また、要保護児童対策地域協議会や保育園・幼稚園・こども園・小学校連絡会へ参加し、情報共有を図っているが、関係機関等との地域での共通な問題の解決に向けた具体的な取り</p>		

組み等に関しては行われていない。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園として年間を通しての園庭の開放、年間計画を立てた地域住民との交流活動の実施、事情を抱える地域住民のための一時保育など地域の福祉ニーズを意識した取組が行われているが、地域の福祉ニーズ等を把握するためのという視点での取組としては、不十分である。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>毎週木曜日の午前中に地域の保護者と子どもに「園庭開放」を行い、遊具や砂場で遊べる機会を作っており、その際に子育て相談も併せて行っている。また、法人として地域のボランティア団体等と連携した居場所「楽多くらぶ」を毎週水曜日(年45回)園舎を会場として提供し、地域の子供から大人まで交流を図る取り組みを行っている。さらに市内在住の方の協力を得てミニコンサートや親子ふれあい遊びなどを定期的に企画し、地域コミュニティの活性化に役立っている。また、地域防災に役立てるため避難用セットや簡易トイレなどを備蓄し、緊急時に備えている。</p>		

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育所運営方針、保育理念、保育方針に子どもを尊重した保育が取り入れられており、全国保育士会作成の「子どもを尊重する保育のために～人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用して、年2回保育士としての振り返りを行っている。職員会議に合わせて「不適切な保育」に関する講義とディスカッションを、外部講師を招いて実施している。また、保育の標準的な実施方法というマニュアルではなく、「未満児保育の心構え」とした実施方法が文書化され、その中で子どもを尊重した対応や権利擁護に関わる保育士の姿勢について明示されているが、3歳以上児への対応が明示された文書は策定されていない。子どもが相互に尊重する心を育てる具体的な取り組み、さらに保護者に対する子どもの人権、文化の違い、性差への対応などに関する取組は不十分である。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>トイレ等は見えにくいように工夫を行いプライバシーを守る取り組みをしているが、子どものプライバシー保護に関する規程やマニュアル等は整備されておらず、職員、保護者や子どもへのプライバシー保護に関する具体的な取り組みも不十分である。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園の理念や方針、保育内容等については、動画などを取り入れたホームページやブログに</p>		

<p>において分かり易く紹介しているが、独自のパンフレットを作成して多くの人が入手できるように公共施設等に配架することはしていない。園の見学者等には写真・絵・図などを使用したカラー刷りのパンフレットを用意し、見学者に園内の案内も含めて説明している。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>&lt;コメント&gt;          保育の開始に当たっては、保護者に対して保育理念と方針、職員体制、提供する保育内容、食事の提供方法、利用の開始と終了、保育内容に関する相談・要望等の仕組み、緊急時の対応、給食・食育、保健関係等をわかりやすく説明した重要事項説明書を綴じこんだ「保育のしおり」により説明を行い同意を得ているが、外国籍の保護者に対する説明は通訳を雇っての対応で、翻訳をした資料等もなく対応が不十分である。また、配慮が必要な保護者への説明についてのルール化もなされていない。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;          転園に当たっては、転園先に該当する園児の児童票を作成送付して引継ぎを行っているが、利用終了した後、子どもや保護者等が相談できる担当者や窓口の設置はしておらず、保育の継続性への配慮は不十分である。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;          利用者満足の上昇の為の取り組みとして、日案・月案等の指導計画書で反省や振り返りを必ず行い、保護者に対しては定期的に匿名でのアンケートや行事後のアンケートを行い、連絡ノートからの意見や要望等も職員で共有し保育に行かしている。年度初めと年度末に（年2回）保護者懇談会が開かれ、個別の相談面接等も行っている。保護者会（年7回～8回）には主任が出席し議事録等は職員に配布している。しかし、保護者会に利用者満足を把握する目的では出席はしていない。また、利用者満足に関する調査の担当者や検討会議の設置は行われていない。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>&lt;コメント&gt;          苦情解決の仕組みが確立され整備されている。玄関に保護者にわかりやすく説明した掲示物が詳しく掲示されている。また、保育のしおりの中に記載されている苦情記入用紙や意見箱について、4月の保護者全体会において施設長からの説明があり、玄関に意見用紙を置き、意見箱は保護者が入れやすい環境を作り設置されている。さらに苦情内容が適切に記録され、個人的なことは個人に、園全体の事はホームページで公開している。苦情解決委員会を毎年度末に行い、保育に活かしている。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<p>&lt;コメント&gt;          保護者が相談し意見を述べやすい環境を整備し、相談室の設置や「ちょっとお話ししたいです。」と言う場合のベンチスペースを用意し相談を受ける場合もある。保護者が相談場所や相談相手を自由に選べる事が出来る体制を図式化してわかりやすく保護者に説明し配布もしている。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>&lt;コメント&gt;          苦情解決マニュアルがあり、意見や相談の際の記録・手順・対応を定めた規定は整備さ</p>		

れ、相談や意見に対して迅速な対応を行っている。保護者からの意見や相談は連絡ノート等で確認するように努め、定期的な見直しが行われていると口頭では確認したが、会議録や見直しの記録が確認できず十分ではない。また、保護者からの意見や相談の情報は職員が必ず周知出来るように、出された意見をわかりやすく主任が書面にして事務室で公開している。しかし、全職員の周知の方法が確立されていない為に十分でない。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>リスクマネジメントに関する責任者の園長を中心に、主任・副主任・看護師・事故当事者担任で危機管理委員会を設置し事故発生時に必ず行う体制は出来ている。事故発生時の対応と安全確保についてのマニュアルは整備され、職員一人ひとりに配布され周知されている。ヒヤリハットの情報収集を基に職員会議で看護師からの注意事項等が共有されている。また、園独自の「噛みつき」行為の分析も行い個々の子どもの保育に活かしている。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>感染症の予防や発生時における安全確保のマニュアルが整備され看護師を中心に役割が明確になっている。年度初めに職員でマニュアルを見直し、見直しをした部分は主任が青ペンを入れ記録に残している。また、感染症対策の一つとして嘔吐物の処理の仕方を園内研修で行っている。感染症が発生した場合は、保護者に通信アプリの「コドモン」を利用して注意喚起を行ったり、園内の掲示板で知らせたり適切な情報提供がなされている。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>災害時の安全確保の取り組みは事業計画書の中に明記され対応体制が決められている。立地条件からの災害では「強風」が心配されているが、強風による災害を想定した避難計画は策定されていない。しかし、強風の場合は園舎内が安全な場所として職員に周知されている。緊急時の安全確認の連絡手段としては、「コドモン」のお知らせ機能で行う事を保護者には説明し、すべての職員にも周知されている。備蓄リストを管理栄養士が作成し、3日間の食料備蓄が防災倉庫に整備されている。防災計画書は自治会や近隣の住民と一緒に避難訓練や警察署との不審者訓練・消防署との花火体験等が記載され、それに基づいて実施されている。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>標準的な保育実施方法というマニュアルではなく、「未満児保育の心構え」と題して文書化された実施方法が提供されている。実施方法には、言葉遣い・言葉の掛け方・名前の呼び方など子どもの尊重を意識した方法や権利擁護に関わる保育士の姿勢等が明示されている。また、月ごとの園内研修において、クラス毎での話し合いや振り返りを行っている。しかし、実施方法に基づいているかどうかの確認や保育が画一的になっているかの確認する仕組みが出来ていない。また、3歳以上児に対しての標準的な実施方法が策定されていない。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
<p>&lt;コメント&gt;</p>		

見直しをする仕組みが確立されていない。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
<p>&lt;コメント&gt;指導計画はクラス担任が全体的な計画に基づき必要に応じて研修の講師や支援の必要な子には療育関係者そして、個別面接や行事後のアンケート・お便りノート・送迎時のコミュニケーションなどからの保護者の要望・意見等を踏まえて作成している。未満児・障害児の個別計画も適切に作成している。しかし保護者の意向の把握は出来ているが、同意を含んだ手順は定めてはいない。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	c
<p>&lt;コメント&gt; 指導計画には反省・振り返りの欄があり毎月担任が記入し次の計画書に行かしている。定期的に子どもの姿や実態を把握する為の支援会議が行われ指導計画の見直しが行われているが、保護者の意向把握や同意を得るための手順や仕組み、また見直しによって変更した内容を関係職員に周知する手順、指導計画を緊急に変更する場合等の仕組みが整備されていない。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p>&lt;コメント&gt; 子どもに関する記録がアプリ（コドモン）で適切に記録され、個別計画書に基づく保育が実施され一人ひとりの健康管理表も作成されている。記録内容の書き方の差異が生じないように、主任が必ずチェックする仕組みがあり職員への指導がされている。また、「打ち合わせノート」があり毎日勤務時に必ず目を通し子どもの把握が出来る情報共有の流れが明確にされ仕組みが整備されている。さらに、毎週火曜日に昼礼を行い子どもの情報の共有を行っている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<p>&lt;コメント&gt; 個人情報保護規定・ソーシャルメディア利用管理規定が整備され、記録管理責任者（園長）を設置し就職時に個人情報等の研修が行われている。保護者に対しても4月に入園のしおりを通して個人情報の取り扱いについての説明も行い職員は、就職時に誓約書を提出している。</p>		

# 保育所版内容評価基準ガイドライン

## 評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>全体的な計画は、児童憲章・権利に関する条約・保育所指針・園の理念・方針等に基づき園長・主任・副主任が作成し、毎年2月の職員会議で見直しや職員への周知を確認している。また、指導計画書は全体的な計画の発達や地域との関わりなどを考慮し作成され、全体的な計画が保育の実践の柱になっている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>各保育室には温度計・湿度計が設置され、明るさや換気等も適切に管理されている。また、トイレ・各部屋の手洗い場は子どもの身長に合わせて使いやすく、清潔に掃除も行き届いている。午睡用の布団は各自にベッドが用意され落ち着いて午睡が出来る環境が整備されている。さらに、どの保育室も広い空間があり開放的な造りになっている。支援の必要な子に対しての落ち着ける一人の空間を確保している場所は特に決められてはいないが、遊具室やローカ等に確保できるスペースが十分にある。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>未満児の一人ひとりの個人差を配慮した個人計画書を作成している。また、職員全員で不適切保育の研修や定期的に人権擁護のセルフチェックを行い日常の保育の中でも保育士は「声量」に十分に注意し、子どもの遊びの邪魔をしないように気をつけて保育している。「共育ち」をスローガンに子どもを大切に保育が展開されている。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育士は子どもへの関り方の基礎として「未満児の心構え」を十分に理解して保育に生かしている。保育園の保育の環境としては「担当制保育」を取り入れている。また、生活習慣の習得を長い時間かけて意識して保育している。保育士が援助する時は、子どもたちには「右からやろうね。」と服の着脱等を意識づけている。さりげない援助の一つとして保育士が「絵カード」を腰につるし視覚から子どもに伝え、理解するような工夫をしている。また、子どもの体調の状況に応じては、午前睡をして生活の仕方を工夫することもあり多角的に援助している。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもたちが主体的に活動できる保育の環境がある。訪問調査では5歳児は、12月に行う「ページェント」の遊びが行われていた。日によって役の交代が行われている事や衣装を自分たちで着けて必要な物を製作する姿が見られた。また、ロフトでの遊びも「続き」を大事にした積み木遊びが見られ、代わる代わる登って来て作る姿があった。ロフトに上がる人数は5人と決められていたが子どもたちの中では、十分理解して遊ぶ姿があった。地域との交流もフルートの会やシニアスポーツクラブで子どもたちを呼んでくれて一緒に楽しむ活動があり、地域交流もおこなわれている。表現活動として、子どもが自分たちだけで自由に体験できる活動は制限されることもあるが、「やりたい。」意思が聞かれたり、見られたりした場合には保育士と一緒に出来る環境は十分にある。</p>		

A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;          キリスト教保育の教えの中の「愛」「仕える」精神の基に一人ひとりの子どもを受容し状況に応じたありのままの姿を受け入れる保育が展開されている。子どもの発達を十分把握し、食事の仕方など、歩行が出来ない子には保育士が抱っこして1対1で食べる意欲も持たせながら援助し、歩行ができ始めた子には椅子に座らせて1対1で子どもの前で援助している。一人ひとりに合った生活リズムをつけさせながらの保育が十分に配慮されている。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;          1歳児の保育室は広い空間があり子どもたちが、日常の中で十分に身体を使った遊びが出来る環境がある。2歳児の部屋にはロフトが作られていたが、保育士の要望で半分にすることが決定され、より使いやすい保育室になるように整備が進められていた。個人月案が作成され保育士が、一人一人の子どもの育ちを把握し適切な保育が行われている。1歳児は「噛みつき」に視点を当て分析する研修が行われ、保育に生かされている。「自分でやりたい」意欲を大事にして、子どもに任せてみて、やらせてみてからやってあげる保育支援をしている。保育士以外でも、栄養士・看護師・主任等の人との関りも持たせている。また、家庭との連携も保育参加後の記録や感想、または連絡ノートや送迎時の会話などからも連携している環境がある。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;          3歳以上児の保育室は自発的な活動が出来きる環境があり活発に動く子どもの姿が見られる。全体的な計画から年齢別の月案・週案が作成され、「以上児部会」が定期的に関われ年齢の連携がとれた保育が展開されている。小学校との連携も取れる環境が整備されている。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>&lt;コメント&gt;          障害のある子の個別計画が作成され保育がなされているが、クラス等のカリキュラムと関連し共に成長できる計画にはなっていない。しかし、保護者や医療機関または、専門機関との連携は十分にとれ、職員への情報や知識や研修報告は職員会議等で周知されている。ローカや保育室は広く車椅子等が入れる空間になっているが、トイレが狭く障害に応じた環境が十分でない。また、保育所の保護者に障害がある子どもの保育に関する適切な情報を伝える取り組みは出来ていない。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;          朝の受け入れは、未満児は0歳の部屋で、以上児は3歳・4歳の部屋で行い異年齢保育が実践されている。引継ぎノートを利用して保護者からの連絡状況や子どもの姿を職員が把握できるような体制が整備されている。夕方、18:00以降にはおやつを提供を行ない家庭的な雰囲気保育する工夫がなされている。また、保護者には、顔以上の怪我についてはコドモンで写真を送り、擦り傷等の怪我においては担任保育士が口頭で伝え、その他は連絡ノートを利用して伝えている。</p>		

A11	A-1-(2)-10 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
<p>&lt;コメント&gt;          全体的な計画にも、5歳児の指導計画にも小学校との連携が記載され保育が実践されている。保護者とは個別面談や相談を行い小学校以降の生活に見通しを持てるようにしている。小学校の職員との意見交換等の話し合いも行われている。また、子どもたちにも毎月1回「まなびの部屋」と称して、理事長（以前教員）の経験を生かし版画・書初め・木の葉製作・数珠玉製作等の体験を行っている。施設長の責任の基に5歳児担当職員が保育所児童要録を作成している。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A12	A-1-(3)-1 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p>&lt;コメント&gt;          健康マニュアルが整備され、一人ひとりの子どもの健康管理表があり、予防接種やアレルギー・既往性の病気の他に健康に関わる必要な情報等についての一覧表を看護師が作成し、全職員が確認できるよう仕組みが出来ている。また、保健活動年間計画が策定され、保健に関する計画が年間を通して実践されている。さらに、発熱等の体調変化で早退した場合の記録や事後の確認も行われ記録も作成されている。午睡チェック表は作成されて0歳児は5分・1歳児は15分の確認になっているが1歳児は10分の確認時間が決められている為に十分ではない。</p>		
A13	A-1-(3)-2 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a
<p>&lt;コメント&gt;          保健計画の中で歯科検診は年に2回・健康診断は年2回行われることが記載され実践もされている。検査結果も保護者・職員に周知されている。フッ素洗口を4歳児5歳児で行う為に、保護者に承諾書を提出してもらおうが、家庭によってはやらない子もいる為に強制はしていない。歯科検診の結果を保育に生かす工夫がされ、歯科衛生士・看護師が歯の話の分かりやすく話している。</p>		
A14	A-1-(3)-3 アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;          アレルギー児の食事の提供対応としては、食器の色・トレイの色を変え、食札を調理員が2重チェックを行う仕組みがあり全職員に周知されている。アレルギー疾患・満之疾患のある子には医師からの指示書を受け適切な対応を行っている。エビペンやアレルギーについての職員研修も実施された記録もある。以前重度のアレルギー疾患児が在園していた時には、子どもたちが家から廃材容器等を持ち寄る際には洗浄を徹底する依頼を保護者にして理解を図る取り組みを行った。</p>		
A-1-(4) 食事		
A15	A-1-(4)-1 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p>&lt;コメント&gt;          食育計画が作成され保育の中に「食」を位置づけ、野菜栽培や給食の手伝いで、玉葱の皮むきなどの体験を通して食育活動を充実させている。また、給食だよりを発行し保護者にも食に興味を持てるような働きかけを行っている。毎日の給食時には、「自分で食べられるだけ量を決める。」体験を通して「食べたい。」意欲に繋げている。給食職員が自分たちでピーマンマンの人形や野菜の人形を作って子どもたちに食の大切さや興味を持てるような工夫を行い、食べられるものや食べたい物が少しでも多くなるように子ども達を支援している。</p>		
A16	A-1-(4)-2 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>&lt;コメント&gt;3歳以上児には、「リクエストメニュー」と題して、子ども達と給食員が話をして決め、残食等を分析して献立作成や調理の工夫に生かしている。行事食・地域食・季節食をとりいれた献立になっている。毎日栄養士は食事の様子を見に保育室に行き、子どもの様子を見て、保育士との意見交換を行っている。給食員は健康管理チェックを毎日行い、家族の健康状態も施設長が把握する仕組みがある。</p>		

## 評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>連絡帳を利用して家庭との情報交換を常に行っている。保育参観や行事などを通して、保育内容を説明し、保育の意図を理解していただくような機会は設けている。「共に育つ」事を保護者・保育園・こどもが一緒に共有できるような家庭との連携をおこなっている。保護者からの情報交換の内容は、記録されて保育に生かしている。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者との信頼関係を築くような取り組みは連絡ノート・日々の送迎時の対面での会話・行事の後のアンケートや感想を通して行っている。保護者からの相談に応じる取り組みがあり、相談相手を選べることや夕方や夜でも相談できる体制がある事を玄関に文章化して掲示してある。相談によって園長や主任又は、看護師や栄養士、他に外部の専門機関等に助言が受けられる体制も整備されている。相談内容は記録され関係職員は共有している。</p>		
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>一人ひとりの子どもの家庭での養育の状況を把握するように努めている。虐待が疑われた場合の対応を協議する体制がある。また、予防的に保護者の精神面や生活面の援助として、担任だけでなく園長・主任・他のクラスの保育士等が送迎時に声掛けをして、寄り添う接し方をしている。マニュアルが整備され、児相や保健師に繋げる連携が出来る体制がある。職員に対しての虐待研修は、以前受けた人が中心になって他の保育士に伝える取り組みを行っている。</p>		

## 評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育士の自己評価を年2回（1月・6月）に行い自己評価後に課題等を保育に結び付けている記録や自己評価の用紙また、その後の話し合いの記録等も確認できた。職員間の話し合い（クラス会議）（職員会議）を定期的に持ち保育の改善を行っている。年度末には、全体的な計画の反省をして次年度に繋げている。</p>		